

令和 3 年第 1 回北本市議会定例会 議会報告会
総務文教常任委員会報告

- 1 審査年月日 令和 3 年 3 月 8 日(月)
- 2 場 所 委員会室 2
- 3 出席委員 岡村有正、中村洋子、桜井 卓、大嶋達巳、
保角美代、黒澤健一、今関公美
- 4 議案の概要と審査結果

議案 番号	件 名	要 旨	審査 結果
9	北本市職員のサービスの宣誓に関する条例及び北本市立学校県費負担教職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について (行政経営部行政経営課)	<p>1 趣旨 押印の見直しガイドラインに基づき内部手続の効率化を図るため、関係条例を整備するもの</p> <p>2 内容 押印の見直しに伴う規定の整備 (1) 北本市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正 (第 1 条関係) (2) 北本市立学校県費負担教職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正 (第 2 条関係)</p> <p>3 施行期日 令和 3 年 4 月 1 日</p>	挙手 全員

(1) 「改正に至った経緯と押印欄を削除する根拠について」 質疑したところ、「本市では令和 2 年 11 月 19 日に押印の見直しガイドラインを制定し、ガイドラインに基づき、本人確認の必要がないもの又は別の方法で本人確認ができるものについては押印を見直すこととしています。今回の 2 つの条例は、第 2 条第 1 項で宣誓書への署名のみ求めており押印には言及していないことから、押印による本人確認の必要がないものと判断し、改正を行うものです」との答弁がありました。

本案に対する討論はありませんでした。

議案番号	件名	要旨	審査結果
10	北本市都市計画審議会条例の一部改正について (行政経営部行政経営課)	1 趣旨 組織機構の改正に伴い、関係条例を整理するもの 2 内容 組織機構の改正に伴う規定の整備(第8条) 3 施行期日 令和3年4月1日	挙手 全員

(1) 「都市計画課と建築開発課を統合して都市計画政策課とした経緯について」質疑したところ、「本市の抱える人口減少、少子高齢化などの問題を踏まえ、土地利用、都市施設の整備及び市街地開発といった都市づくりが重要と考え、これらに対処する政策を立案し明確な方針を打ち出していくとともに、政策形成に積極的に取り組んでいくこと等を示すため、この名称としました」との答弁がありました。

本案に対する討論はありませんでした。

議案番号	件名	要旨	審査結果
11	北本市職員の給与に関する条例の一部改正について (総務部総務課)	1 趣旨 新型コロナウイルス感染症、災害その他の臨時又は緊急の事務に対応するため、週休日等に勤務する管理職員に係る管理職員特別勤務手当を新設するもの 2 内容 管理職員特別勤務手当の新設(第2条ほか) 3 施行期日等 (1) 施行期日(附則第1項) 令和3年4月1日 (2) 経過措置(附則第2項) (3) 北本市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正(附則第3項)	挙手 全員

(1) 「管理職員特別勤務手当を創設する背景について」質疑したところ、「昨今、自治体業務の多種多様化や新型コロナウイルス感染症に関する業務、地震等の災害対応のため、管理職員の土曜・日曜・夜間等における業務の増加が予想されることから、本制度を創設するものです」との答弁がありました。

(2) 「近隣自治体における制度化の状況及び手当額の根拠について」質疑したところ、「近隣では、さいたま市、上尾市、桶川市、行田市等があり、県内23市ですでに制度化されています。本市の条例では国が規定する額と同額としています」との答弁がありました。

(3) 「手当の対象となる職員の人数と令和3年度予算額について」質疑したところ、「令和3年1月1日現在、部長級10人、副部長級6人、課長級25人、主幹級63人、合計104人が支給対象となります。予算については、令和元年10月に発生した台風19号における災害対応の勤務実績を踏まえ、総務費の一般管理費に40万円を計上しています」との答弁がありました。

本案に対する討論はありませんでした。

議案番号	件名	要旨	審査結果
12	北本市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について (総務部総務課)	<p>1 趣旨 災害業務に対応するため、災害対策本部等の命令に基づき災害業務に従事した職員に係る災害業務手当を新設するとともに、新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正に伴い規定を整備するもの</p> <p>2 内容 (1) 災害業務手当の新設(第2条ほか) (2) 新型コロナウイルス感染症の定義に係る規定の整備(附則第2項)</p> <p>3 施行期日等</p>	挙手全員

		(1) 施行期日（附則第1項） 令和3年4月1日ほか (2) 経過措置（附則第2項） (3) 北本市職員の育児休業等 に関する条例の一部改正（附 則第3項）	
--	--	---	--

(1) 「特殊勤務手当に災害業務手当を創設する背景について」質疑したところ、「近年、地震や台風などの災害の多発に伴い、対応する職員の出勤が増加しています。近隣自治体の状況を踏まえ、本市においても創設することとしました」との答弁がありました。

(2) 「近隣自治体における制度化の状況及び手当額の根拠について」質疑したところ、「近隣では、鴻巣市、上尾市、久喜市、蓮田市等があり、県内23市ですでに制度化され、県内の手当額の状況については500円又は600円が多い状況となっています。また、本市の手当額については、国や県等から災害発生現場への出動要請があり現場で対応した職員も手当の対象としますが、国からは、同一現場への出動要請に係る手当について他市町村との均衡を図るよう求められていること、また、本市の他の特殊勤務手当でも1回につき500円というものが多いことから、500円としました」との答弁がありました。

(3) 「災害対策本部等の「等」とは具体的に何を指すのか」質疑したところ、「手当の支給対象には、災害対策本部の命令に基づく業務のほか、国や県等からの災害発生現場への出動要請による業務が含まれます。国や県等の出動要請は自治体の長に対して行われますので、そうした要請に対応するための職員への出動命令は市長が発出することから、「等」は市長を想定しています」との答弁がありました。

本案に対する討論はありませんでした。